赤い羽根共同募金

地域配分(B配分)申請(平成30年度申請・31年度使用)について

I. 応募資格

東京都の区域内に所在する地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体など(原則として、申請時点において事業開始から1年を経過していること〈配分要綱第7条(1)のイ〉)

- ①児童厚生施設(児童館)
- ②保育施設(保育室・認証保育所を含む)
- ③障がい児・者の地域生活支援及び就労支援をおこなう施設・団体
- ④社会福祉関係通知等による施設
- ⑤ その他(地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの)

※会社法人が経営、学校法人および特殊法人が運営する施設は対象になりません。

Ⅱ. 申請対象事業

- 1 備品整備事業(原則として日常的に使用する備品で、<u>5年以上の使用が見込まれるものとする。</u> 消耗品は除く。)
 - (1) 利用者の生活のためのもの(職員のための備品や、団体の事務管理用備品は対象外)
 - (2) 利用者が取り組む作業や就業訓練などで使用するもの
 - (3) 利用者や地域住民が防災・災害時に使用するもの
 - (4) 中野地区配分推せん委員会で認めたもの
- 2 小破修理(賃貸物件に係るものは対象外) 利用者が使用する建物などのトイレ・床・壁・扉などの改修、修理
- 3 研修・講習会など(利用者一人につき1回、一貫した目的を持った1事業)
 - (1) 利用者の日常生活訓練に資するもの(宿泊訓練含む)
 - (2) 利用者の社会生活訓練に資するもの(交流事業含む)
 - (3) 利用者の生活向上のための講座、健康診断など
 - (4) 利用者や地域住民を対象にした防災研修・講習会等の開催に資するもの

なお、申請にあたっては、次の事柄もご確認ください。

- ①地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられる事業であること
- ②施設・団体維持のための運営費(家賃、光熱水費、人件費など)ではないこと
- ③平成31年度に購入・実施する事業であること(平成30年度の配分決定以前に購入・実施するものは対象となりませんのでご注意ください。)
- ④申請は1施設・団体につき内容、空間などで括ることができる目的を1つとした1事業に限る

こと(例:目的の異なる2つ以上の備品整備事業や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません。)

- ⑤事務管理用の備品整備は対象外であること(配分要綱第3条(10))
- ⑥指定障害福祉サービス事業者の場合、上記④における施設の単位は、施設数もしくは東京都における事業所指定書の取得数、いずれか小さい数とすること(例:共同生活援助におけるユニットは、指定番号を受けた1つの施設に含めて申請してください。)

Ⅲ. 配分申請額

3万円~30万円以内(万円未満切り捨て)

- ①申請事業費の75%以内を上記の金額となるようにしてください。申請額が申請事業費の75%を超える場合は、申請事業費の75%以内を申請額といたしますので、10万円以下になる場合もあります。
- ②所在する地域の募金額や申請状況等により配分の可否・配分決定額が決まります。
- ③所在する地域により申請額の下限が異なる場合があります。

IV. 添付書類

- ① 申請書1 申請書2
- ②見積書、事業計画書(予算を含む)
- ③定款、会則、規約など
- ④役員名簿または会員名簿
- ⑤年間事業計画、予算書(本年度または次年度)
- ⑥団体の広報誌、定期刊行物など

V. 申請期間

平成30年12月4日(火)~12月12日(水)

午前9時30分~午後4時(土曜・日曜・祝日を除く)

※お手数ですが、事前にお電話にて来所日時のご予約をお願いいたします。

VI. 申請書提出先

社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 経営管理課

〒164-0001 中野区中野5-68-7スマイルなかの(社会福祉会館) 4階

電話:5380-0751 担当:小山 奈美・齊木 綾乃

※日曜日・祝日・第3月曜日はお休みです

VII. 配分の決定

平成31年1月に配分推せん委員会で内容を勘案し、東京都共同募金会に推薦します。配分 先は東京都共同募金会が決定します。決定通知は、平成31年4月上旬に文書を以て通知いた します。

Ⅷ. 事業報告

事業終了後、1か月以内に「事業報告書」を提出してください。

①と②をホチキス留めし、

2部 (正本と副本)、ご提出ください。

※副本とは、正本をコピーしたものです。